

県立二俣川高等学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる種目	利用日	利用時間
グラウンド	サッカー、グランドゴルフ その他学校が適当と認める種目	日	9:00～13:00 13:00～17:00
体育館	剣道、バスケットボール その他学校が適当と認める種目	日	16:00～18:00

附属施設(トイレ、その他)
体育館については、1回2時間の利用で電気代相当額440円がかかります。翌月に納入通知書をお送りしますので、期限内にお支払いください。
期限内にお支払いいただけない場合は、それ以降の利用申請を受け付けることができなくなります。

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

1. 団体登録

利用を希望する団体は、利用を希望する月の前月の15日までに「e-kanagawa電子申請システム」で申請してください。団体登録は毎年行ってください。

2. 利用申込

利用希望日の属する月の前々月の16日から前月の15日までに、「e-kanagawa電子申請システム」で申請してください。

学校で各団体の利用希望を調整のうえ、25日頃までに、「e-kanagawa電子申請システム」で返信します。

【e-kanagawa電子申請システム】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=111414

※学校ホームページに「体育施設開放スケジュール表」を掲載しております。

※承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

※承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがあります
ので、あらかじめご了承ください。

(3) 利用当日

来校されたら必ず事務室窓口で「e-kanagawa 電子申請システム」の利用調整結果通知が確認できるスマートフォン等の画面を提示し、鍵等を受領し、施設利用日誌に必要事項を記入してください。「4. 守っていただきたいこと」を守ってご利用ください。

終了時間までに清掃、後片付けを済ませ、鍵等を事務室に返却し、施設利用日誌に利用状況を記入して退出してください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 県立学校の敷地内は全面禁煙です。

イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

ウ 許可された団体のみで使用し、利用する日時に許可されていない団体や、利用登録していない団体と一緒にには利用しないでください。

エ 校舎内のトイレは利用できません。グラウンドにある外トイレをご利用ください。また、消灯の確認をお願いいたします。

オ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、施設管理員(又は利用者の中から指定されている利用責任者)の確認を得てください。

カ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって施設管理員(又は利用責任者)及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

キ 利用中は門扉を閉めてください。

ク 校内に駐車できる車の台数は、1 団体につき 5 台までとします。事務室で駐車許可票を受け取り、車内の見えやすい場所に掲出してください。なお、校内では徐行し、生徒や利用者の通行に十分注意してください。

ケ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校施設管理員に連絡など。)

コ 自動体外式除細動器(AED)は職員玄関と体育館入口に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いします。

サ 体育の授業や部活動のために固定されているもの(ピッチャープレート等)は移動しないでください。また、グラウンドに金具などを固定しないでください。

シ グラウンドについては、民家側にネットがないため、ボールの飛ぶ方向に十分注意してください。

ス 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、必ず学校に連絡し、施設・設備破損届を提出してください。

セ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

ソ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに關しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください